

(参考) 関係法令

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)

(介護福祉士試験)

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一～四 (略)

五 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 (略)

3 (略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号)

(変更の承認又は届出)

第4条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(報告)

第5条 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後2か月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第6条 主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。)は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第2条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第7条 主務大臣は、指定養成施設等が第2条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 (昭和62年厚生省令第50号)

(報告を要する事項)

第10条 令第5条(令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 当該学年度の学年別生徒数

2 前学年度における教育実施状況の概要

3 前学年度における教員及び実習指導者の異動(実習指導者の異動については、法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第一号から第3号までに規定する養成施設に限る。)

4 前学年度の卒業生数